

令和2年10月15日から
令和2年10月15日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

令和2年標茶町議会第4回臨時会会議録目次

第1号（10月15日）

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定	2
行政報告及び諸般報告	2
議案第88号 令和2年度標茶町一般会計補正予算	6
日程の追加	8
議案訂正	8
閉議の宣告	8
閉会の宣告	8

令和2年第4回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年10月15日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第88号 令和2年度標茶町一般会計補正予算

○出席議員（11名）

1番 渡邊定之君	2番 類瀬光信君
3番 長尾式宮君	5番 熊谷善行君
6番 鈴木裕美君	8番 深見迪君
9番 本多耕平君	10番 黒沼俊幸君
11番 鴻池智子君	12番 後藤勲君
13番 菊地誠道君	

○欠席議員（1名）

4番 松下哲也君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤吉彦君
副 町 長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	武山正浩君
管理課長	村山裕次君
観光商工課長	三船英之君
建設課長	富原稔君
町立病院事務長	浅野隆生君
教 育 長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(菊地誠道君) ただいまから令和2年標茶町議会第4回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

11番・鴻池君、 2番・類瀬君、 3番・長尾君

を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

- 町長(佐藤吉彦君) (登壇) 第4回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由であります。かねてよりお知らせしておりました、本町全域に光回線を敷設するための本町負担分の費用について、また現在、防災施設整備事業として実施しております移動系デジタル無線化・個別受信機設置事業について、年度内に完成が困難な状況であることから繰り越して事業完了するよう、繰越明許費として、それぞれ補正の必要が生じたので、一般会計補正予算案についてご審議とその議

決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

令和2年第3回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の4点について補足いたします。

1点目は、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしましたのでご報告いたします。

令和2年第3回臨時会において議決をいただき、工事を進めております、標茶中央学校給食共同調理場改築建築主体工事について、第1回設計変更が生じたことに伴い、契約金額が変更になったものです。

設計変更は、当初契約額4億6,200万円を256万3,000円増額し、4億6,456万3,000円に変更したものです。

理由としましては、基礎工の掘削をした結果、ラップルコンクリート基礎27か所のうち4か所で、想定していた支持層部分に軟弱地層が確認され、沈下する恐れがあることから、良質な地盤まで掘下げる必要があり、数量変更に伴う設計書精査の結果、契約金額が増となったものであります。

2点目ではありますが、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、ご報告いたします。

令和元年第5回臨時会において議決をいただき、工事を進めておりました標茶町廃止焼却炉解体工事について、設計変更が生じたことに伴い、契約金額が変更になったものです。

設計変更は、当初契約金額1億8,315万円を111万5,400円減額し、1億8,203万4,600円に変更したものです。

設計変更の理由としましては、建屋基礎杭撤去工事の施工に当たり、当初見込むことができなかつた基礎杭が発見されたための引き抜き本数の変更及び発生材処理重量が確定したことにより設計書精査の結果、契約金額が減となったものであります。

3点目は、地方自治法第180条に基づく専決処分についてではありますが、令和2年7月22日に発生しました交通事故に伴う損害賠償について、地方自治法第180条の規定により専決処分を行い、示談が成立しましたので、ご報告申し上げます。

当該事故は、本町職員が運転する車両が、通所リハビリを終え、利用者を自宅へ送り届けたのち、敷地内で方向転換する際、右下肢の感覚を失い、ブレーキを踏めなくなったことにより、利用者宅の壁に追突したというものでございます。

幸いにも通所リハビリ利用者や本町職員にもけが人はいないことから、物損事故として10月1日付で専決処分をさせていただき、10月5日に示談が成立したところであります。

日頃から、職員に対しては、安全運転について指示を徹底しているところではございますが、職員の交通安全の徹底については、より一層努めてまいり所存でありますので、

ご理解を賜りたいと存じます。

4点目は、株式会社標茶町観光開発公社の破産手続きの終了についてです。

憩の家かや沼の指定管理者でありました、株式会社標茶町観光開発公社が、平成31年3月28日に破産となり、町民の皆様にはご迷惑とご心配をおかけしておりますが、顧問弁護士より、「標茶町観光開発公社の件につきましては、9月30日にて事件が終了」となったとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

破産管財人弁護士が、9月10日に釧路地方裁判所民事部に任務終了の計算報告書を提出しております。

内容につきましては、「長期分割払いとなっていた和解金残金682万8,440円について、令和2年8月3日に、90万円で債権回収業者に債権譲渡した上で、財団債権額合計852万5,736円の財団債権者21名に対し、令和2年9月9日に、財団債権の一部弁済として、合計377万9,446円の支払いを行いました。その結果、財団の残高は、ゼロ円となりました。

以上により、破産管財人の任務は終了したので、異時廃止の決定をお願いします。」というものであります。

これを受けまして、「破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認める。」との理由により、「本件破産手続を廃止する。」との決定が釧路地方裁判所民事部の裁判官より出されているところであります。また、破産手続きの終結によって、会社の法人格が消滅することに伴い令和2年9月30日をもって標茶町観光開発公社の株券は失効したとの説明を受けたところです。

町民のかけがえのない憩の家であり、観光資源でもある憩の家の長期休業により関係各方面にご迷惑をおかけしていることに改めてお詫び申し上げます。

また、今後、広報しべちゃにより、町民に対し周知する予定ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 3点目の交通事故発生の件で、専決処分報告書を見させていただきましたが、町長ご報告のとおり、右下肢が動かないということなのですが、状況としては、年齢が高い方が運転していたのか、もしくは突然にそのような状況になったのか、そのへん、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） お答えいたします。

年齢につきましては50歳代の職員でございます。状況といたしましては、運転の際に、若干、足に違和感を覚えたというようなお話を受けております。

その後、病院の受診をいたしまして、精密検査を受けているんですけども、特段異常

は認められないということで診断を受けているというふうに伺っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 運転する前に違和感が若干あったという、大変なことだと思うんです、感じていたとご本人がいうのであれば。そのようなときは運転する前にこういう状態ですという健康状態を事前に報告というのは、なさらないんですか。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） お答えをいたします。

ちょっと、私、言い方が悪かったかもしれないんですが、違和感を感じたというのは運転の最中でというような、そして強いような感じではなかったというふうに聞いております。

その後、二人一組で業務を遂行しておりますので、今後そのような違和感を感じた際には直ちに運転を停止しまして、助手の方と交代をするというような対応をとっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） 町長の最後の憩の家の手続きの問題の報告がございました。私もなかなか、この破綻の手続き等々についての理解がちょっと、先ほどの町長の発言で理解できませんので、失礼なんですけど私も議員のほうに書類のほうで管財人のほうから終了したんだという報告いただけないでしょうか。

先ほど町長が報告してましたので、その報告の中では私ちょっとわからない点が多いので、その内容について文書でいただけないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議会側のほうと調整を図りながら、手続きにのっとって資料要求等にこたえていきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） ただいま本多議員の質問に関して、町側から資料のお話がありましたけれども、議会側からの資料要求に対して、皆さんご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） それでは、この件に関しての資料要求を議会として行いたいと思います。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第88号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第88号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第88号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第8号）であります。

標茶市街地及び磯分内市街地いずれも一部を除きますが、それ以外の光回線未整備地域に光回線を敷設するための経費として、歳入歳出それぞれ9億9,543万9,000円を追加し、総額を143億5,111万1,000円といたしたいというものでございます。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税、町債の増額で収支のバランスを図ったところであります。

また、繰越明許費で1件、地方債で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第8号）

令和2年度標茶町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億9,543万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億5,111万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがいご説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

4ページをお開き下さい。

第2表 繰越明許費でございます。

新規の設定でございます。

9款消防費、1項消防費、事業名防災施設整備事業、金額1億8,938万5,000円とするものです。

次のページをお開きください。

第3表 地方債補正についてご説明いたします。

起債の目的、1 過疎対策事業、補正前の限度額 9 億9,290万円に光回線敷設事業 6 億5,110万円を追加し、補正後の限度額を16億4,400万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。合計では、補正前の限度額19億2,732万8,000円に 6 億5,110万円を追加し、補正後の限度額を25億7,842万8,000円とするものです。

11ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額ですが、補正前の額19億2,732万8,000円に補正額 6 億5,110万円を追加し、補正後の額を25億7,842万8,000円とするものです。当該年度末現在高見込額ですが、補正前の額130億1,585万1,000円に補正額 6 億5,110万円を追加し、補正後の額を136億6,695万1,000円とするものです。

以上で、議案第88号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ第2条、繰越明許費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議案第88号を採決いたします。

議案第88号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第88号は原案可決されました。

◎日程の追加

○議長(菊地誠道君) ただいま町長から、議案訂正の申し出がありました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、議題にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議なしと認めます。

よって、議案訂正を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議案訂正

○議長(菊地誠道君) 議案訂正を議題といたします。

内容は、令和2年第3回定例会に提出され、決算審査特別委員会に付託された認定議案附属書類の訂正であります。

歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書及び財産に関する調書の訂正を許可することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議なしと認めます。

議案訂正を許可することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、令和2年標茶町議会第4回臨時会を閉会いたします。

(午前10時26分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊地 誠道

署名議員 11番 鴻池 智子

署名議員 2番 類瀬 光信

署名議員 3番 長尾 式宮